



新型コロナウイルス感染対策の件

2022年5月31日

日本ソフトウェア株式会社

広報室

標題の件につきまして、新型コロナウイルス感染者数は、減少傾向を示していますが引き続き今後の動きを注視することとし、会社としての対応を令和4年6月1日から令和4年6月30日までの運用を下記の通りとすることを決定致します。お客様やお取引先の皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

— 記 —

1. 全社共通

令和4年6月1日から令和4年6月30日までの運用に関し、以下の対応を実施致します。

- (1). 混雑している場所や時間をさけた行動。
- (2). 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。
- (3). 感染リスクの高い「3つの密」、「感染リスクが高まる『5つの場面』」といった場面の回避
- (4). マスク着用、手洗いの徹底、ソーシャルディスタンス確保。

2. 本社紀繁ビル勤務者

本社紀繁ビル勤務者の対応について、以下の通り運用を改定致します。

- (1). 紀繁ビルへの出勤率50%に維持できるよう在宅勤務を行います。但し、事業の継続に必要な場合はこの限りではありません。
- (2). 当社への来訪は可とさせていただきます。パートナーの方の当社での勤務はプロジェクト毎にソーシャルディスタンスを維持することで許可させていただきます。
- (3). 国内出張は事業継続上、業務遂行上必要不可欠の場合、部長職以上の判断で可と

させていただきます。

3. お客様常駐者に関して

お客様常駐者の対応は、以下の通りと致します。

- (1). 原則として、お客様の方針に従います。
- (2). 弊社は、各部単位でスタッフの常駐先の状況を把握することに努めます。

以下余白

別紙2.

令和4年5月31日
人事部

新型コロナウイルス感染防止を目的とした運用の改定（お客様常駐者）

No.	項目	2020.5.31までの間	2020.6.1から2020.6.30までの間	2020.7.1から2022.5.31までの間	今回改定後(2022.6.1から2022.6.30迄) (リバウンド警戒期間延長後の対応)
1	時差勤務	①原則として、お客様の方針に従う。 ②お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せる。 ③但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。	継続する。	継続する。	①原則として、お客様の方針に従う。 ②お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せる。 ③但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。
2	在宅勤務	①原則として、お客様の方針に従う。 ②お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せる。 ③但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。 ④在宅勤務実施に伴う通勤手当の取り扱い 通達東経第20028号、及び20029号に基づいた対応とする。	継続する。	継続する。	①原則として、お客様の方針に従う。 ②お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せる。 ③但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。 ④在宅勤務実施に伴う通勤手当の取り扱い 通達東経第20028号、及び20029号に基づいた対応とする。
3	外部への訪問の制限	①原則として、お客様の方針に従う。 ②お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せる。 ③但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。	継続する。	継続する。	①原則として、お客様の方針に従う。 ②お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せる。 ③但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。
4	来訪者の制限	お客様の方針に従う。	継続する。	継続する。	お客様の方針に従う。
5	換気	お客様の方針に従う。	継続する。	継続する。	お客様の方針に従う。
6	会議室の利用制限	お客様の方針に従う。	継続する。	継続する。	お客様の方針に従う。
7	ミーティングスペースの利用制限	お客様の方針に従う。	継続する。	継続する。	お客様の方針に従う。
8	給湯室の利用制限	お客様の方針に従う。	継続する。	継続する。	お客様の方針に従う。
9	レベル1、2における経営戦略会議、経営会議の開催	テレビ会議での開催を原則とし、お客様常駐者の帰社による開催を禁止。環境等の理由によりテレビ会議での開催が不可能な場合は、電話、及びEメールを活用した質疑応答を実施。なお、会議議事録は、開催、または質疑応答の単位で発行する。	継続する。	継続する。	テレビ会議での開催を原則とし、お客様常駐者の帰社による開催を禁止。環境等の理由によりテレビ会議での開催が不可能な場合は、電話、及びEメールを活用した質疑応答を実施。なお、会議議事録は、開催、または質疑応答の単位で発行する。
10	幹部会の開催	休止。	再開する。但し、プレゼンテーションルームの利用制限(10人まで)に基づき、テレビ会議の参加を可能とする。	継続する。	開催する。但し、プレゼンテーションルームの利用制限に基づき、テレビ会議の参加を可能とする。
11	マスクの装着	お客様の方針に関わらず、義務付け。	継続する。	継続する。	お客様の方針に関わらず、義務付け。
12	居室入室前の手指消毒	お客様の方針に従う。	継続する。	継続する。	お客様の方針に従う。
13	居室、及びトイレのドアノブの消毒	お客様の方針に従う。	継続する。	継続する。	お客様の方針に従う。

新型コロナウイルス感染防止を目的とした運用の改定（お客様常駐者）

			継続する。	継続する。	①原則として、お客様の方針に従う。 ②お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せる。 ③但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。
14	国内、及び海外出張	①原則として、お客様の方針に従う。 ②お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せる。 ③但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。	継続する。	継続する。	①原則として、お客様の方針に従う。 ②お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せる。 ③但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。
15	居室における座席配置	①原則として、お客様の方針に従う。 ②お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せる。 ③但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。	継続する。	継続する。	①原則として、お客様の方針に従う。 ②お客様の方針が不明の方は、NSK所属部門の部課長、またはNSK担当営業に問合せる。 ③但し、前項①のお客様の方針について懸念事項等がある場合は、お客様に対して必要な申入れを行う。